

「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集(第二次)に係る条件書

1 募集件名

「さが子育てエール便」ギフト商品提案募集(第二次)

2 目的

赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や佐賀らしさがつまったギフトを詰め込んだ「さが子育てエール便」を届けることで、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげる。

本業務は、「さが子育てエール便」に同封する、佐賀らしいギフト商品の提案を募り、優れた提案を決定するために実施するものである。

3 提案に係る要件

(1)“佐賀らしいギフト”の提案

① “佐賀らしいギフト”必須条件

ギフトの提案にあたり、以下の全ての条件を満たしていること。

(ア)大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm×高さ6cm 以内であること。

※外装を含めた大きさとする。

(イ)重量は、500 グラム以内であること。

※外装を含めた重さとする。

(ウ)通常の輸送の衝撃に耐えることができる耐久性を有していること。

(エ)常温管理が可能であること。

(オ)2年程度保管が可能であること。

(カ)食料品、飲料水等でないもの。

(キ)オリジナル商品であること。

※既製品の場合は、パッケージ等で流通品と差別化できるもの。

(ク)商品に価格が記載されていないこと。

(ケ)1商品あたりの製造・商品を梱包するギフトボックスの制作・納品に係る価格が
2,200円以下であること。

(コ)佐賀県にちなんだものであること。

例:佐賀県内で生産されたもの、原材料の主要な部分が佐賀県内で生産されたものなど

②“佐賀らしいギフト”の提案に求められる点

ギフトの提案にあたり、以下の点を加味すること。

(ア)ギフトが、割れ物、壊れ物である場合は、保護方法も提案すること。

(イ)ギフトの内容物が液体等である場合は、液漏れ防止方法も提案すること。

(ウ)商品の特徴やコンセプトが明確であること。

例:赤ちゃんが口にいられても安心な自然素材にこだわった「歯がため」

(エ)商品としての魅力があること。

例:衛生面にこだわり、煮沸消毒可能。

(オ)赤ちゃん向け、母親・父親向けまたは双方向けなど、ターゲットが明確であること。

(カ)提案商品にオリジナリティ(工夫した点)があること。

例:従来販売している「歯がため」の形を、子育てし大県“さが”ロゴの形に成型しなおして
提案

(キ)原材料を明示するなど、ギフトのターゲットに十分配慮すること。

(ク)ギフトにパッケージ(外装)等で梱包され、ギフトボックス(※)に納められていること。

※ギフトボックス

- ①(1)で提案した“佐賀らしいギフト”や県から提供する、子育てし大県“さが”の小冊子等を梱包するオリジナルのギフトボックスを制作し、梱包すること。
- ②ギフトボックスの形状は、蓋部分と本体部分が分かれているものであること。
- ③ギフトボックスの大きさは、たて 21.0cm×よこ 14.8cm 以上であり、高さは商品の大きさに応じて調整すること。
- ④ギフトボックスは、“佐賀らしいギフト”の中身を考慮し、耐性があるものとする。
- ⑤ギフトボックスは、全面にカラー印刷を施すものとする。なお、印刷デザインについては、県から別途提供する。

(2)“佐賀らしいギフト”の納品

①納品数は2,000個を基本とするが、発注は出生数の動向及び希望商品数に応じて変動(1,000個～3,000個)の可能性はある。

②納品は、県が別に指定する時期に県が指定する数量を納品すること。

なお、初回納品は6月末を予定し、初回に限り1,000個(※)程度の納品を想定。

その後、7～12月の月末までに毎月200個(※)程度の納品を想定。

③納品先は、県が指定する場所(※)(県が別に指定する市町庁舎や倉庫等)に行く。

なお、納品時は市町職員立会いの下、納品個数の確認を行うこと。

④ギフトボックスは、県が提供する袋に収めて納品すること。この場合に、ギフトボックスのほかに、協賛品を合わせて納めることを依頼する場合がある。

⑤納品後、受託者の責任によりギフト商品に不備や破損等があった場合は、誠意をもって対応すること。

※納品は、市町毎に初回(6月)10～300個、その後(随時)10～50個程度を県が指定する。

(3)その他必要な業務

① 業務実施計画書の作成・提出

なお、業務実施計画書は以下の項目を記載しておくこと。

(ア)納入の実施実績

(イ)納入体制の実施実績

(ウ)その他関連事項

② 実施体制表に統括責任者及び関係会社等を明記すること。

③ 受注から最終納品までのスケジュール表を作成し、進捗管理を行うとともに、円滑に納入し、納入の際には納品書を県に提出すること。

④ その他、本条件書にない事項については、その都度、県と協議を行い決定する。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。
- (2) 納入に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (3) 納入者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、佐賀県に帰属するものとする。
ただし、納入者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (4) 代金は、それぞれの納品完了後、月末締めで翌月末までに支払う。